

# 令和7年度 社会福祉法人 檀原市社会福祉協議会 事業計画

## I 基本方針

世界に例のないスピードで少子高齢化・人口減少が進み、社会環境は大きく変化しています。また、物価高騰等により社会経済情勢が急速に厳しさを増すなか、生活困窮や孤独・孤立の問題など地域生活課題は複雑・多様化しています。さらに、全国各地で大規模災害が頻発化し、災害リスクが高まっていることが懸念されています。

社会環境や地域生活課題が変容するなか、国では地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の構築が進められています。そして、社会福祉協議会には、地域福祉の推進主体として、多機関と連携・協働しながら、その役割を担うことが求められています。

檀原市社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、こうした環境の変化に対応し、これまで取り組んできた経験と実績を踏まえながら、経営の安定化を図っていくため、令和7年3月に第1次中期経営計画を策定しました。この計画を基に、組織や財政基盤の強化、人材育成、事業所経営の強化を図るとともに、地域住民や幅広い関係者と一体となって、複雑・多様化する地域生活課題の解決や、地域づくりに取り組みます。そして、檀原市第5期地域福祉推進計画（以下「第5期計画」という。）に掲げた理念である「みんなでつくる健やかで安心して心豊かに暮らせるまち」の実現を目指します。

令和7年度の社協は、1. 法人経営の基盤強化、2. 地域福祉活動の推進、3. 相談支援・権利擁護の充実、4. 介護・生活支援サービスの提供、5. 地域包括支援センター（南圏域）の運営、を重点活動に掲げ、事業を展開していきます。

## II 重点活動

### 1. 法人経営の基盤強化

公益性・非営利性を持った社会福祉法人として、経営組織のガバナンスと財務規律の強化に努めるとともに、事業運営の透明性の向上を図ります。職員の財源確保やコスト、人材育成、部門間連携に対する意識を高め、自律した法人経営と積極的な事業展開に努めます。また、災害発生時など法人経営や事業運営に支障をきたすリスクに備え、事業継続計画（BCP）を策定します。さらに、地域に開かれた組織として、情報公開や説明責任を果たすなど、社協への理解と信頼が得られるよう取り組みます。第1次中期経営計画においては、取組項目の評価を行うことで、その実効性を確保し、スクラップ&ビルドによる新たな事業展開を推進します。

## 2. 地域福祉活動の推進

行政や自治会、民生委員・児童委員、地域福祉推進委員会などの福祉関係団体等との協働によるネットワークを基本としながら、緩やかな見守り体制の推進や幅広い世代の交流などにより、地域のつながりづくりに取り組みます。また、地域における情報発信力の向上を支援することで、より多くの住民の関心を高めるとともに、若い世代の参加や、次世代の担い手となる人材の発掘と育成につなげます。そして、高齢者の生活支援の充実のため、地域で支え合える体制づくりを推進するとともに、障がい者（児）やその家族の日常生活での困りごとなどを把握し、当事者の地域生活や地域との交流を支援します。これらの取組を通じて、誰もが役割と生きがいを持つことができる地域を目指し、第5期計画を推進します。さらに、災害発生時に備え、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を行い、平時からその体制整備を図ります。

## 3. 相談支援・権利擁護の充実

認知症や知的障がい、精神障がいなど様々な理由で生活のしづらさを抱える人に対して、福祉サービスの利用援助や法人後見の実施など、利用者の判断能力や生活状況を踏まえた多様な支援を行います。また、地域住民に対する周知・啓発により、成年後見制度の利用促進に努めるとともに、より一層高まる権利擁護支援に関するニーズに対応するため、支援体制の構築を進めます。さらに、生活困窮者等を支援し、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図るとともに、関係機関との連携によりセーフティネット機能の強化に努めます。

## 4. 介護・生活支援サービスの提供

利用者の自立支援と要介護状態の重度化防止を図るとともに、安心して地域や在宅での生活を継続できるように、一人ひとりの状況に応じた質の高いサービスの提供に努めます。また、社協における収益事業として安定した事業経営を行うとともに、サービスの提供を通じて高齢者や障がい者の生活課題や福祉課題を把握し、地域福祉との連携を図るなど社協らしい事業を展開します。

## 5. 地域包括支援センター（南圏域）の運営

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組みます。また、高齢者の総合相談窓口として24時間365日対応し、かしはら街の介護相談室との連携を図ります。さらに、高齢者個人の困りごとや地域の課題の解決に努めるとともに、地域の医療と介護のネットワークの構築などにも取り組みます。また、認知症高齢者等が増加している現状から、その早期対応を図るとともに、認知症の人とその家族が地域で安心して生活できる支援体制の整備に努めます。指定介護予防支援においては、医療機関等との連携に努め、利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

### Ⅲ 事業実施計画

#### 1. 法人経営の基盤強化

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
<p><b>【法人運営事業】</b> (経営組織の基盤強化)</p> <p>1. 将来ビジョンの明確化</p> <p>2. 理事会等の運営</p> <p>3. 業務管理体制の強化</p> <p>4. 情報の発信</p>	<p>① 第1次中期経営計画で明確にした将来ビジョンと、社協の「使命」「理念」「基本方針」を役職員に徹底させる。</p> <p>② 第1次中期経営計画における取組項目を単年度の事業計画に反映する。また、評価シートによりその点検・評価を行うことで、取組の推進と実効性を確保する。</p> <p>① 業務執行の意思決定機関である理事会、重要事項の議決機関である評議員会の責務を明確にし、より一層の機能強化と法人経営の強化を図る。(理事13名、評議員15名、評議員選任・解任委員会委員4名)</p> <p>1) 理事会(5月下旬、6月下旬、9月下旬、12月上旬、3月中旬)</p> <p>2) 評議員会(6月下旬、3月下旬)</p> <p>3) 評議員選任・解任委員会(理事会の提案により開催)</p> <p>② 社会福祉法及び定款に基づき、理事会や評議員会を開催し、経営組織のガバナンスの強化と牽制機能やチェック体制の強化を図る。</p> <p>③ 理事の職務の執行について、監事による監査を実施する。(監事2名)</p> <p>④ 今後の事業展開の参考となるよう、役員等の研修会を実施する。また、構成団体間の交流の場を提供し、連携を強化する。</p> <p>① 災害発生時など法人経営や事業運営に支障をきたすリスクに備え、各事業の実施の判断や継続の優先度、職員の配置などを示した法人全体の事業継続計画(BCP)を策定する。<b>【新規】</b></p> <p>② 職員に対してリスク管理やコンプライアンス等に関する研修会を実施し、内部管理体制の強化を図る。</p> <p>③ 個人情報等の管理体制を徹底するとともに、積極的な情報公開に努める。</p> <p>① 社協活動や共同募金活動等の普及宣伝と、これらの活動への地域住民の参加と協力を得るため、社協だより「いきいき」を発行し、全戸配布する。</p> <p>② ホームページやSNSを活用し、タイムリーな</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>令和7年5月</p> <p>令和7年9月</p> <p>令和8年3月</p> <p>随時</p> <p>通年</p> <p>年4回発行(令和7年4月、7月、10月、令和8年1月)</p> <p>随時</p>

	<p>社協活動の情報発信とその強化を図る。  ホームページ <a href="https://kashi-syakyou.or.jp/">https://kashi-syakyou.or.jp/</a>  Instagram <a href="https://www.instagram.com/kashiharasyakyou">kashiharasyakyou</a></p> <p>③ 社会福祉の増進に尽力された社協会員等を対象に感謝状の贈呈を行う。</p>	<p>令和7年11月</p>
5. 組織体制の整備	① 社会情勢の変化や複雑・多様化する地域課題に効率的に対応するため、部門間連携を推進する。	通年
	② グループウェアの活用等により、職員それぞれの担当業務や所属の取組、進捗状況などを発信し、適切なコミュニケーションを促進することによって、部門間連携を図る。	随時
6. 業務の合理化・効率化	① 実施事業における目標を明確にし、PDCAサイクルを導入することによって、事業のスクラップ&ビルドを推進する。	随時
	② 事務のデジタル化と簡素化を推進するとともに、ICTツールを活用し、業務の効率化を図る。	随時
	③ 業務ごとのマニュアルの作成等により業務遂行方法の標準化を図る。	随時
(人材の確保・育成・定着)		
1. 働きやすい職場環境の整備	① 育児や介護のための休業や休暇を取得しやすい環境の整備に努め、誰もが働きやすく、働き続けられる職場づくりを進める。	通年
	② 時間外労働の抑制と年次有給休暇の取得を促進するとともに、職員のワーク・ライフ・バランスを推進する。	通年
	③ ハラスメントを発生させない、ハラスメントを許さない職場づくりを進めるため、継続して定期的な研修を行う。	随時
	④ 職員の健康障害の防止や健康の保持増進を図るとともに、職場環境の維持・改善や福利厚生の実施のため職員衛生委員会を開催する。	随時
	⑤ 職員のメンタルヘルス不調を防ぎ、いきいきとした職場環境の実現のため、労働安全衛生法に基づくストレスチェックや健康診断などを実施する。	令和7年9月 令和8年1月
2. 職員のスキルアップ	① 「社協職員行動原則」による主体的に取り組むべき課題などを全職員が共有する。	通年
	② 社協職員として、自ら学び自ら考え自ら行動することができるよう、職員の人材育成に取り組む、意識改革と能力開発を推進する。	通年
	③ 職員のより一層の資質向上を図り、やる気や向上心を高めるための人事評価を引き続き実施する。	随時
	④ 研修の体系化を図り、外部研修を積極的に活	随時

<p>3. 人材確保に向けた取組</p>	<p>用するとともに、組織の課題に応じた職場内部研修を実施する。また、業務を通じた能力の向上（OJT）にも取り組む。</p> <p>職員が仕事にやりがいを感じることができるよう、働きやすい職場環境の整備に努め、職員のメンタル不調による休職や離職を防ぐ。</p>	<p>通年</p>
<p>(財政基盤の強化)</p>		
<p>1. 財源の確保</p>	<p>① 必要な財源は自らが確保するという意識を醸成するとともに、自主財源の確保に向けて新たな事業を検討する。</p> <p>② 寄付金や共同募金などを有効に活用し、地域住民にわかりやすく周知することで、その確保に努める。</p> <p>③ 社協の活動が地域住民の参加・協力・支援によって展開していくための制度として、また安定した財源確保のため、会員制度について積極的に周知・依頼し、会員の増加に努める。</p> <p>④ ホームページを広告媒体として活用するバナー広告について周知を図り、広告料の増額に努める。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
<p>2. 積立資産等の整備</p>	<p>① 善意銀行への寄付金を積み立てた地域福祉基金や大口指定寄付を財源に設置した障がい者等支援基金をその目的に合わせて有効に活用する。</p> <p>② 積立資産の目的や必要額を明確にし、これを整備することによって活用できる財源を確保する。また、定期預金だけではなく、国債の購入など適正な分散化を図り、安全で有利な方法で管理・運用する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>3. 財政運営の健全化</p>	<p>① 社会福祉法人会計基準及び経理規程に基づき、適正な会計や税務の処理を行う。これにより、各事業の収支の状況及び財政状態を正確に把握・分析し、事業展開に反映する。</p> <p>② 職員に経営状況等についての説明や研修を行うことで、収益を確保する意識やコスト意識を醸成する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>

## 2. 地域福祉活動の推進

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
<b>【地域福祉活動支援事業】</b>		
1. 市地域福祉推進連絡協議会との連携	市内15小学校区の地域福祉推進委員会等で組織する市地域福祉推進連絡協議会との連携により、校区間の情報の共有を図り、地域福祉ネットワークを構築する。	通年
2. 地域福祉推進委員会との協働・活動支援	<p>① 各校区において地域福祉活動の中心となり、その充実が檀原市における地域福祉の発展に寄与することから、地域福祉推進委員会の運営及び活動に対して助成し、支援する。また、地域住民同士のつながりを強め、支え合い・助け合いを活発化することができるよう、地域の交流を促進するとともに、その参加者から次世代の担い手の発掘・育成を図る。</p> <p>② 広報紙・ちらしづくり講座やSNS活用講座を実施し、若い世代の参加の推進と担い手の発掘・育成につなげる。</p> <p>③ 地域福祉推進委員会と自治会、民生委員・児童委員、地域住民等との連携を図り、日々の生活の中で異変に気付いた場合に、関係団体や専門機関に相談・連絡するといった“緩やかな見守り”を推進する。</p>	<p>随時</p> <p>令和7年8月</p> <p>通年</p>
3. 第5期地域福祉推進計画の周知・啓発と進捗管理	地域住民への第5期地域福祉推進計画の周知・啓発とともに、計画の進捗管理を行い、目標の達成と理念の実現を目指す。	随時
4. 物品の貸出	<p>① 社協会員が行う地域福祉やボランティア活動等に対し、社協の物品を貸し出すことにより、その活動を支援する。</p> <p>② 市内在住の方や市内を活動範囲とする団体を対象に、一時的な車椅子の貸出を行う。</p> <p>③ 地域福祉推進委員会が実施する活動や取組等への利用者の送迎のため、社協の車両をコミュニティ自動車として貸与する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
<b>【見守り活動支援事業】</b>		
1. 見守り活動への支援	<p>① 見守り活動支援事業</p> <p>1) 住み慣れた地域や家庭で安心して生活できるよう、民生委員・児童委員が実施する一人暮らし高齢者等の見守りや安否確認等を目的とした見守り活動を支援する。</p> <p>2) 見守り活動を通じ、地域資源や社協の取組等を周知・啓発し、多方面から支援できる体制を整える。</p> <p>② ふれあい電話訪問サービス事業 高齢者に対し、ふれあい（話し相手や見守</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>火・金曜日</p>

	り等)のため、ボランティアによる電話訪問を行う。	
<p><b>【ふれあいサロン事業】</b> 1. ふれあいサロンの実施・支援 (櫃原市委託事業)</p>	65 歳以上の人を対象に、地区公民館等で体操や手芸などをメニューとした住民主体のサロン活動を支援し、閉じこもりや心身機能の低下、要介護状態等への進行を予防するとともに、地域の見守りの強化を図る。	実施校区 (現在 12 ヶ所) において月 1 回以上開催
<p><b>【生活支援体制整備事業】</b> 1. 生活支援体制整備事業 (第 1 層) の実施 (櫃原市委託事業)</p>	<p>① 生活支援等サービスの提供体制の構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置する。</p> <p>② 地域包括支援センター (第 2 層) の生活支援コーディネーターとの連携を図り、地域の現状や課題を地域住民や関係団体等と共有するとともに、解決に向けた話し合いのため、日常生活圏域で開催される「生活支援地域ケア会議」に参加する。</p> <p>③ 地域包括支援センター (第 2 層) の生活支援コーディネーターとの連携を図り、高齢者にとって日常生活に役立つ地域資源に関する情報を整理したリストやマップを作成・更新し、地域住民への周知や活用促進を図る。</p> <p>④ 地域における担い手の発掘・育成のため、高齢者の経験や特技等を活かせるよう、そのきっかけづくりを推進する。また、地域での教室や出前講座を通じて、支え合いや福祉に対する意識啓発を図る。</p>	<p>通年</p> <p>年各 1 回以上</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
<p><b>【ボランティア推進事業】</b> 1. ボランティア活動の支援</p>	<p>① ボランティア活動中の事故に備え、各種ボランティア保険を取扱い、安心して活動できるよう支援する。</p> <p>② 広報紙やホームページなどを活用して、積極的に福祉・災害関連のボランティア情報を発信する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>2. 福祉教育の推進</p>	<p>① 小・中・高等学校に対する出前講座の実施により、福祉教育を推進し、社会福祉への理解と関心を深める。</p> <p>② SNS を活用したボランティアを募集したい人と参加したい人をつなげるボランティアマッチングの支援により、福祉教育を推進する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>
<p>3. 災害時に備えたボランティアの育成</p>	<p><b>【新規】</b></p> <p>① 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」に基づき、災害発生時にセンターの円滑な設置ができるよう、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を実施する。訓練では、より効率的な運営を図るため、ICT (災害</p>	令和 8 年 2 月

	支援システム) を活用する。 <b>【新規】</b> ② 災害発生時に災害ボランティア活動やセンターの運営を円滑に行えるよう、災害ボランティアの登録者を募集する。	通年
<b>【共同募金配分金事業】</b> 1. 共同募金活動への協力	地域福祉・在宅福祉の推進、ボランティア活動の振興を、計画的に展開するための主要な財源である地域助成金・地域歳末たすけあい助成金の安定した確保のため、共同募金運動を積極的に推進し、その活動に協力する。	令和7年10月～令和8年3月
2. 歳末見舞の実施	市内の福祉施設に、歳末たすけあい募金等の一部を見舞金として配分し、動画メッセージを届ける。	令和7年12月
3. 助成制度の実施に向けた調査・研究 <b>【新規】</b>	民間の地域福祉活動を支えるため、共同募金を活用した公募による助成制度の実施に向け、調査・研究を行う。	随時
<b>【善意銀行運営事業】</b> 1. 善意銀行の運営	広く善意の寄付を受け、社会福祉を目的とする事業に有効活用することにより、地域福祉の推進を図る。	随時
<b>【地域福祉基金運営事業】</b> 1. 地域福祉推進委員会の活動支援	寄付金により設置した地域福祉基金を活用し、地域福祉推進委員会の運営及び活動に対して助成する。	随時
<b>【障がい者等支援基金運営事業】</b> 1. 障がい者団体等の活動支援	① 障がい者等の福祉の増進のために寄付された指定寄付金により設置した基金を活用し、障がい者団体や障がい者等支援団体の地域における事業活動やその運営に対して助成し、支援する。 ② 運動の遅れや、ことばや行動、発達が気になる子どもの支援のため、子ども総合支援センターに対して、施設で活用する遊具や備品を助成する。	随時
2. 障がい者（児）と地域との交流 <b>【新規】</b>	インクルーシブな社会を目指し、障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむイベント「スポーツ EXPO」（檀原市主催）に参画し、障がい者（児）と地域の交流を深める。	令和7年12月
3. 障がい者（児）の地域生活支援の充実 <b>【新規】</b>	障がい者（児）やその家族等との懇談会などを通じて、日常生活での困りごとなどを把握し、当事者の地域生活の充実を支援する。	令和8年3月
		年3回



### 3. 相談支援・権利擁護の充実

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
<p><b>【生活福祉資金貸付事業】</b> 1. 生活福祉資金の相談・貸付</p> <p>2. 奈良県フードレスキュー事業の実施</p>	<p>① 低所得者世帯や高齢者世帯、障がい者世帯等の生活を経済的に支え、在宅福祉の充実や社会参加の促進を図ることを目的に、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金、緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金）の相談や貸付を行う。</p> <p>② 生活困窮者自立支援制度の相談機関と連携し、一体的な相談・支援を継続して行う。</p> <p>生活に窮迫した相談者に対して、寄り添い、安心・安定した生活に向けた相談支援につなげていけるよう、一時的に食料品の提供を行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
<p><b>【法人後見事業】</b> 1. 法人後見事業の実施</p>	<p>① 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人に対し、社協が成年後見人等となり、成年被後見人等の財産管理や身上保護を行い、その権利を擁護する。</p> <p>② 地域住民等への啓発の場として、成年後見制度に関する理解を深めてもらうための講座を開催する。</p>	<p>随時</p> <p>令和7年11月</p>
<p><b>【日常生活自立支援事業】</b> 1. 日常生活自立支援事業の実施</p>	<p>認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な人の権利を擁護するとともに、福祉サービスの利用援助や日常生活の相談、金銭管理などの援助を行うことで、地域で安心して生活ができるよう支援する。</p>	<p>随時</p>

#### 4. 介護・生活支援サービスの提供

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
<p><b>【訪問介護事業】</b></p> <p>1. 介護サービス事業所の経営強化</p> <p>2. 要介護者へのホームヘルプサービスの実施</p> <p>3. 要支援者へのホームヘルプサービスの実施</p>	<p>① サービスの提供において発見した地域の生活課題や福祉課題を地域支援へつなぐことができるよう、地域福祉との連携を図り、社協らしい介護サービス事業の展開を図る。</p> <p>② サービスを提供するヘルパーが不足している現状から、訪問型サービス従事者等研修を実施し、ヘルパーの確保・養成に努める。</p> <p>③ 社協における収益事業として、利用者の増加を図るとともに、定期的な経営分析により安定した事業経営を行う。</p> <p>④ 介護サービス事業者に求められる感染症対策の強化、虐待防止の推進、業務継続に向けた取組の強化などに引き続き取り組む。</p> <p>要介護状態にある高齢者等（利用者）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。</p> <p>要支援状態にある高齢者等（利用者）が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持・改善と、要介護状態への予防をし、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。</p>	<p>通年</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>
<p><b>【障害福祉サービス事業】</b></p> <p>1. 障がい者（児）へのホームヘルプサービスの実施</p> <p><b>【移動支援事業】</b></p> <p>1. 移動支援事業の実施（橿原市委託事業）</p>	<p>① 居宅介護事業 障がい者の居宅において、身体介護や家事援助、生活上の相談を行うほか、通院時に必要な介助を行う。</p> <p>② 重度訪問介護事業 重度の肢体不自由者で、常時介護を必要とする人の身体介護や家事援助、移動の介護、見守り等生活全般を支援する。</p> <p>③ 同行援護事業 視覚障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行う。</p> <p>障がい者（児）が安心して社会活動に参加できるよう移動支援サービスを提供する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>

## 5. 地域包括支援センター（南圏域）の運営

事業名等	事業内容	実施予定回数・時期
<p>【包括的支援事業】</p> <p>1. 地域包括支援センター（南圏域）の運営（檀原市委託事業）</p> <p>2. 総合相談支援業務の実施</p> <p>3. 権利擁護業務の実施</p> <p>4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の実施</p>	<p>① 地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のために必要な援助を行い、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。</p>	通年
	<p>② 高齢者が医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・予防・生活支援・住まいのサービスを切れ目なく一体的に提供できる地域包括ケアシステムの深化・推進に引き続き取り組む。</p>	通年
	<p>③ 保健師・社会福祉士・主任ケアマネジャー等を配置し、それぞれが連携を図ることにより、地域で暮らす高齢者の介護・福祉・健康・医療など様々な悩み・疑問・相談ごとに総合的に対応する。</p>	通年
	<p>④ かしはら街の介護相談室（南圏域）との情報共有や連携を図り、総合相談支援業務等の円滑かつ効率的な対応に取り組む。</p> <p>1) ブランチ会議の開催</p>	通年 年6回
	<p>① 高齢者の総合相談窓口として、24時間365日対応し、かしはら街の介護相談室との連携を図る。</p>	24時間365日
	<p>② センターの取組や活動について、パンフレットや広報誌などを活用して情報を発信するとともに、地域の団体や関係機関の会議やイベント等に参加し、周知・啓発を行う。</p>	随時
	<p>③ 高齢期を安心して過ごすための相談支援体制を構築するため、地域住民を対象に地域の課題やニーズに合わせた教室を開催する。</p>	年6回以上
	<p>① 成年後見制度の利用促進のため、檀原市権利擁護支援地域連携ネットワークの中核機関として、相談対応や、必要に応じ後見人等候補者の調整などを行う。</p> <p>1) 檀原市権利擁護支援地域連携ネットワーク会議への参加と協力</p>	随時 年1回
	<p>② 檀原市や関係機関との連携を密にし、高齢者虐待の早期発見と早期対応を行うことで高齢者虐待の防止を図る。</p> <p>1) 支援困難ケース検討会議及び高齢者虐待判定会議の開催</p>	随時 月1回
	<p>包括的・継続的な支援体制の構築や地域におけるケアマネジャーのネットワークの構築を行う。また、地域のケアマネジャーが抱える支援</p>	随時



<p>8. 地域ケア会議の実施</p>	<p>し合いのため、日常生活圏域で「生活支援地域ケア会議」を開催する。</p> <p>③ 地域課題等を整理した町アセスメントシートを作成し、地域住民や関係団体等と共有する。また、高齢者にとって日常生活に役立つ地域資源に関する情報を整理したリストやマップを作成・更新し、地域住民への周知や活用促進を図る。</p> <p>④ 地域の会議やイベント等あらゆる機会を活用して地域課題に対する意識づけや情報提供を行い、新たな活動や取組を支援する。</p> <p>① 専門職等がケアマネジメントのプロセスに関与し、多職種において課題及び背景・原因の分析をより深め、要支援者等の自立支援の検討のため、市全域で「自立支援地域ケア会議」を開催する。</p> <p>② ケアマネジャーや地域住民等から報告される個別の支援困難事案の解決に向けた検討や、地域の支援体制の構築のため、「個別レベル地域ケア会議」を開催する。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>年2回以上</p> <p>随時</p>
<p><b>【介護予防支援事業】</b></p> <p>1. 介護予防支援事業所の経営</p> <p>2. 介護予防ケアマネジメント業務の実施</p>	<p>① 研修会や内部勉強会などを通じて職員のスキルアップを図るとともに、コスト意識の向上や業務の効率化に取り組むことで、経営の健全化を図る。</p> <p>② 介護予防支援事業者に求められる感染症対策の強化、虐待防止の推進、業務継続に向けた取組の強化などに引き続き取り組む。</p> <p>① 指定介護予防支援 要支援者が、介護予防サービス等の適切な利用を行うことができるよう、介護予防サービス・支援計画を作成するとともに、その計画に基づく介護予防サービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。また、公正中立なケアマネジメントの確保や平時から医療機関との連携に努める。</p> <p>② 第一号介護予防支援（檀原市委託事業） 要支援者や近い将来要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者が、介護予防及び生活支援を目的に、心身の状況等に応じて適切な事業が提供されるよう、介護予防ケアマネジメントを作成するとともに、その計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、関係機関との連絡調整などを行う。</p>	<p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p> <p>随時</p>